

## 未利用口座管理手数料の新設について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和5年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上一度もご利用されていない口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくこととし、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

なお、日常の入出金・口座振替等でご利用されているお客さまの口座が対象となることはございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

預金種類	・普通預金口座（無利息型普通預金含む。）
対象となる口座	・令和5年4月1日以降、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の入金、本手数料の引落しは除きます。）がないこと ※口座開設日が令和5年3月31日以前の場合は、令和5年4月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方、口座開設日が令和5年4月1日以降の場合は、最終異動日の翌日が効力発生日です。 ・口座残高が10,000円未満の普通預金口座。 ※紛失等により利用制限されている口座も対象となります。
対象外の口座	・口座残高が10,000円以上の口座。 ・同一支店で融資取引がある場合。（カードローン契約も含む） ・同一支店で他の預かり金融資産（定期性預金・国債・保険等）がある場合。 ・その他特殊口座（西日本建設業保証預託金口座、後見支援預金口座等）
未利用口座管理手数料のご案内	・未利用口座の対象となった場合、事前にお届けのご住所へ案内文書を郵送させていただきます。案内文書をご確認のうえ、ご利用の再開、もしくは、ご解約の検討をお願い申し上げます。 ・案内文書を郵送後、一定期間（約3ヶ月）経過後もご利用がない場合、当該口座から本手数料を引落しさせていただきます。 ※案内文書が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
未利用口座管理手数料	・年間1,320円（消費税込み）
口座解約	・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、当該残高を本手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約させていただきます。 ※口座残高0円口座を含む。
その他	・本手数料の返却および解約させていただいた口座の再利用はできません。

## 【普通預金規定(抜粋)】（無利息型普通預金含む）

## 7. 【未利用口座管理手数料】

(1) 次のすべてに該当する場合は、当該口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下手数料という。）をいただきます。

①令和5年4月1日以降、預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の組入れ、手数料の引落しを除く。）の利用が2年以上一度もない普通預金口座（無利息型普通預金含む。）

※効力発生日は、以下のとおりといたします。

- ・口座開設日が令和5年3月31日以前の場合、令和5年4月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方
- ・口座開設日が令和5年4月1日以降の場合、最終異動日の翌日

②預金残高10,000円未満であること

③同一支店において、お借入れがないこと

④同一支店において、定期性預金・国債・保険等の預かり金融資産がないこと

(2) 未利用口座に該当した場合は、預金者のお届けのご住所へ未利用口座に関する案内文書を送付します。送付後、一定期間（約3ヶ月）経過後もご利用がない場合は、当該口座から払戻請求書等によらず、当金庫が定める手数料を引落しいたします。

(3) 当該口座の残高が手数料に満たない場合は、預金残高全額を手数料の一部に充当のうえ、預金者に通知することなく当該口座を解約することができるものとします。

(4) 引落しした手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。